

教育委員会会議録

令和 7 年 6 月定例会

(公開)

教育委員会議事録
(令和7年6月定例会)

- | | | | | | |
|---|------|--|--|---|--|
| 1 | 日付 | 令和7年6月26日(木) | | | |
| 2 | 場所 | えびなこどもセンター 2階 201会議室 | | | |
| 3 | 出席委員 | 教育長
教育委員 | 伊藤 文康
藤吉 ひとみ | 教育委員
教育委員 | 濱田 望
海野 望 |
| 4 | 出席職員 | 教育部長

教育部次長

教育部参事兼教育総務課長

教育部参事兼就学支援課長兼指導主事

教育部参事兼学び支援課長 | 江下 裕隆

吉川 浩

近藤 直樹

山田 圭

田中 歩 | 教育部教育支援担当部長兼教育支援担当次長事務取扱兼教育支援課長事務取扱

教育部参事兼教育総務課文化財担当課長兼文化財係長事務取扱兼郷土資料館長兼歴史資料收藏館長

教育部参事兼教育支援課教育支援担当課長兼支援係長事務取扱兼教育支援センター所長兼指導主事 | 麻生 仁

押方 みはる

小藺 洋 |
| 5 | 書記 | 教育総務課総務係長 | 小林 亮介 | 教育総務課主事 | 檀上 哲史 |
| 6 | 傍聴人 | 1名 | | | |
| 7 | 開会時刻 | 午後3時30分 | | | |

8 付議事件

(1) 教育長報告

(2) 報告事項

日程第 1 報告第 14 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 報告第 15 号 令和7年度海老名市教育委員会非常勤特別職（社会教育委員）の委嘱について

(3) 審議事項

日程第 3 議案第 20 号 海老名市教育委員会公印規程の一部改正について

日程第 4 議案第 21 号 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(4) 審議事項（非公開案件）

日程第 5 議案第 22 号 令和7年度海老名市奨学生の決定について

9 閉会時刻 午後4時30分

○伊藤教育長 本日の出席委員は3名で武井委員が欠席でございますが、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会6月定例会を開会いたします。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴者につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させていただきます。

本定例会の議事録署名委員は、藤吉委員、濱田委員にそれぞれよろしくお願いします。

それでは、教育長報告をいたします。

初めに、主な事業報告でございます。

5月28日(水)は教育委員会5月定例会、教育課題研究会がございました。また、その日の午前中は東京都北区教育委員会へ訪問いたしました。関東地区都市教育長協議会の会場だったので、そのお礼に行ってまいりました。

29日(木)は海老名市のフルインクルーシブ教育推進協議会がございました。その後、海老名市三師会総会がございました。

30日(金)から市議会第2回定例会本会議が始まったところでございます。その日に関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会・研修会がありました。私はリモートで市議会一般質問の振り分けと部内調整を行ったところでございます。

31日(土)も関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会・研修会がありました。そして、海老名市PTA連絡協議会新単位PTA会長予定者会がございました。

6月に入って2日(月)は、中新田小学校で朝のあいさつ運動、教育委員会辞令交付式ということで、この後、報告事項であります。新しい職員を迎えました。

3日(火)は、5月に叙勲を受けた沖原先生の市長面会を行ったところでございます。一般質問市長ヒアリングがございました。

7日(土)は、ひびきあい塾開校式、不登校支援団体ぼちぼち保護者交流会が行われました。

10日(火)は、6月校長会議、地域連携・小中一貫教育担当者会議がございました。

11日(水)から3日間、12日(木)、13日(金)と市議会定例会第2回定例会本会議一般質問がございました。途中12日(木)には小学校連合運動会実行委員会がございま

た。

16日（月）は特別支援学級親の会が行われました。

17日（火）は市議会第2回定例会本会議が閉会いたしました。

裏面に入り、18日（水）は6月教頭会議、19日（木）はフルインクルーシブ教育朝会で柏ケ谷中学校を訪問いたしました。今年初めての朝会ということで私が学校に行って、フルインクルーシブ教育に係る話をさせていただきました。社会教育委員会議がございました。杉久保小学校でフルインクルーシブ教育保護者会が行われました。

20日（金）はフルインクルーシブ教育調査研究部会を行いました。架け橋プログラム推進協議会がございました。

21日（土）は災害対策本部訓練ということで、市庁舎401会議室で市長を含めて災害対策の訓練を行いました。本当に被害想定に基づいて、教育部の担当である避難所管理部で実施したところでございます。その日に海老名市PTA連絡協議会連教育長・教育委員と語る会ということで、皆さんにもご出席いただいたところでございます。

24日（火）は、海老名小学校でフルインクルーシブ教育朝会訪問、今泉小学校でフルインクルーシブ教育保護者会がございました。

25日（水）は、最高経営会議、学校地域ネットワークづくり運営委員会、いじめ問題対策連絡協議会を行いました。

26日（木）、本日ですが、教育委員会6月定例会、教育課題研究会、午前中は市長定例記者会見があつて、この後、校長教頭合同懇談会ということで、夜に校長先生と教頭先生と、コロナ以来、久しぶりに懇談会が行われるところでございます。

それでは、主な事業報告について、何か皆さんからありましたらお願いいたします。

○濱田委員 今回から朝会訪問と保護者会がスタートしているとわかりました。まだ1校、2校だと思うのですが、どのような感じで行われたのか教えてください。

○伊藤教育長 朝会は、ナレーションがあつて、インクル星という星があり、そこはどんな子たちもみんなと一緒に楽しく過ごしている星ということで始まります。今日はその星からインクル・ジョンさんという人が来ていますということで、私がでかい星の着ぐるみを着て、インクル・ジョンで出ていくのです。インクル・ジョンが何をするかという、子どもたちはみんな違って、1人1人、本当に大事な命で、こういう人たちがみんなと一緒に楽しく暮らす。そういう学級や学校づくりをするにはどうすればいいかなということを子どもたちに投げかけるのです。要するにどんな人たちも、地域に暮らす子どもた

ちにそれぞれの個性があっても、みんなで一緒に楽しく暮らせる学校づくりを海老名市から進めますということを伝えるのです。

○濱田委員 成人式と同じ感じですか。

○伊藤教育長 成人式とはまた少し違うのです。

○濱田委員 時間的には本当に少しですか。

○伊藤教育長 学校の朝会の後は授業があり、教育課程には迷惑をかけられないので、10分ぐらいしか取れません。

○濱田委員 それで夜は保護者会ですか。

○伊藤教育長 保護者会は昼間やるのですが、保護者の関心はまだそれほど高くないかなと思います。保護者の方自体、フルインクルーシブ教育についてまだそんなに関心を持っていません。例えば自分のお子さんに特性があったりすると、そこに参加します。この前の今泉小学校のときは、あるお母さんが自分のお子さんにダウン症の傾向があって、3歳ぐらいの子をだっこしていたのですが、この後、学校に行ったらどうなるのだろうと。そういう意味では、海老名市ではフルインクルーシブ教育、みんなが一緒のクラスの中にいるということはどういうものなのだろうなという思いがあって聞きに来られました。そういう思いがある人は来られるが、そうでない方々はまだあまり関心がないなと思っているところでございます。だから、この後の市民学習会につながれば、もっと皆さんに関心を持っていただいて、進めることが大事だと考えています。ただ、具体の場面でいったら、フルインクルーシブ教育を実施したら、うちの子は学力が下がるのではないかという心配をされる方もいらっしゃいます。そういうことが1つの課題や話題になると、みんなもっと関心を持ってくれるのではないかということで今始まったところでございます。

私個人は、学校に行って話をするのがとても楽しいです。

○濱田委員 では、19校全部訪問されるのですね。

○伊藤教育長 もちろん全部行きます。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、今日も私のコメント、「家庭（子どもにとって）」ということで、本当に様々な家族の形があって、家庭があります。そして、家族の一員として、唯一無二の大切な存在である、子どもがいたとしたら、子どもにとって、家庭はどうあるべきなのだろうと、いろいろなことを私は思うということです。ずっと教員だったので、いろ

いゝな家庭と接して、家庭訪問をしながらいろいろな人と話しましたが、私が最低限3つ、これだけは家庭に頑張ってもらいたいことがあります。具体的に言うと、毎日ご飯がお腹いっぱい食べられる家庭をつくってほしいということ、できれば、お風呂を沸かして、毎日ゆっくり入れること、ぐっすり眠る場所があることです。この3つぐらいがあれば、事は家庭内で済むのではないかなと実は私は思っています。

というのは、1回だけ、50代になって学校に戻ったのが有馬中学校だったのです。その頃、有馬中学校の生徒の中に本当に元気のいい子たちが何人かいて、その子たちは、警察のお世話になったり、そのたびに鑑別所に行ったりなんかして、私がジュースを差し入れて話をするのですが、ああ、この子たちにとって家庭って何なのだろうなって考えるのです。この子たちが毎日家に帰って、ご飯が食べられたら、いろいろなことをやっても絶対に家庭に戻ってくるだろうと思います。だから、話をして、子どもに親の思いを理解させるとか、または反抗期の子に親が頑張って騒いでもどうにもならないと考え、家庭は、最低限帰ったら黙っていてもご飯が食べられる場所である、お風呂が入れて、眠れる場所であってほしいと考えるのです。子どもたちは子どもたちで外で大変な思いをして成長してきます。ここの下にしたのですが、「子どもたちは、成長とともに、保育園や幼稚園、学校と、家庭から離れた生活の場で過ごすようになります」。それは仕事みたいな感じがして、子どもにとっては、そんなに楽な場ではなくて、我々が仕事をしているのと同じで、そこでとても大変な思いをしたり、時には楽しいこともあるが、悲しいこともつらいこともあるのですが、家に帰ったらご飯を食べられるとか、家に帰ったら寝られるとか、それだけしっかりと確保していれば確実に子どもたちは、外に行っても、頑張ってまた戻ってくると考えるのです。だから、頑張れと言わなくても、自分たちには常に安心できる場所が確保されていると思うと、子どもたちは頑張れるのではないかなということがそこに書いてあります。

子どもたちは親の姿を見て育つので、次に自分が家庭を持ったときも、家だけは、ご飯が食べられて、寝られて、風呂に入れる場所を多分つくってくれるのではないのでしょうか。そういうものが繰り返されればいいなと思っているということが書いてあります。子どもたちにとってもいろいろありますが、家庭は安心して過ごせる場所になってほしいなということです。

要するに家庭支援のための会議を実施し、そういう家族支援の必要な家庭の状況を見ると、子どもにとっては安心できる場ではないような感じだなと思って、そういうことが

様々な子どもたちの行動の1つの原因になるのかなと思っています。これは案外難しく、普通の何でもない、特別なことをしなくていいから、毎日家に帰ったらゆっくりできるような家庭をつくってほしいということを子どもたちも本当は願っているのではないかなということで、そこに書きました。

5月号の教職員へのたよりがずっとここにありますので、このような形で教職員にもお便りを出しているところでございます。これについては、感想、コメントは要りませんので、教育長報告はこれで終わりいたします。

それでは、報告事項に入る前に、江下教育部長から報告があります。

○教育部長 少しお時間をいただきまして、お詫びと訂正のお願いでございます。

先月の教育委員会5月定例会で議決をいただきました議案第17号、令和7年度海老名市奨学生選考委員会への諮問についてでございます。その中でお示しした資料について申請者数に誤りがございました。5月では申請者数65名でご審議、ご決定いただいたところですが、集計に誤りがございまして、実際は66名で諮問してございます。この場をお借りしまして、ご報告とお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

つきましては、5月定例会の資料修正と併せて、5月の議事録にその旨を記載させていただきたいと考えております。

○伊藤教育長 ただいまの説明についてご質問等ありましたらお願いします。

奨学生の対象者、当時は65名なのですが、その後、事情があつて66名になったということでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、これで教育部長からの報告を終わりたいと思います。訂正のほうをまた、事務局で進めてください。

それでは、本日の報告事項に入ります。

日程第1、報告第14号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題いたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをご覧ください。報告第14号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてご説明申し上げます。こちらは、令和7年6月1日付けの海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、急施を要したことから、海老名市教育

委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたしますのでございます。

資料2ページをご覧ください。人事異動の内訳でございます。転入者1名に対しまして、人事異動を発令したものでございます。

説明は以上となります。

○伊藤教育長 6月1日付けの転入者ということで、主任主事級が1名、教育委員会のほうに人事異動があったということですので、これについてはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第14号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第14号を承認いたします。

続いて、日程第2、報告第15号、令和7年度海老名市教育委員会非常勤特別職（社会教育委員）の委嘱についてを議題とします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料3ページをご覧ください。報告第15号、令和7年度海老名市教育委員会非常勤特別職（社会教育委員）の委嘱についてでございます。こちらは、令和7年度海老名市教育委員会非常勤特別職であります社会教育委員の委嘱について、急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱しましたので、同条第2項の規定により報告いたしますのでございます。

資料4ページをご覧ください。1、概要でございます。任期満了に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため、報告するものでございます。

2、海老名市社会教育委員についてでございます。社会教育に関して教育委員会に意見を具申し、また社会教育に関する諸計画を立案する者でございます。

3、委嘱期間でございます。委嘱期間は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までの1年間でございます。

4、委嘱する者でございます。資料5ページの名簿をご覧ください。令和7年度から新

規に委嘱する者は4名でございます。こちらの表ですと、No. 3、4、5と最後のNo. 10の4名となります。

まず、No. 3ですが、海老名市文化芸術協会代表の里村修平氏、続きまして、No. 4ですが、学識経験者として青少年健全育成連絡協議会今里支部長の三田英樹氏、続きまして、No. 5、家庭教育の向上に資する活動を行う者として海老名市PTA連絡協議会代表の鈴木剛氏、最後、No. 10、学校教育関係者として海老名市小中学校長会連絡協議会代表の和田修二氏でございます。その他の委員につきましては、委員名簿のとおり再任ということで、継続していただく方々となってございます。後ほどご覧いただきたく存じます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対しましてご質問等がありましたらお願いいたします。

○海野委員 今回、継続の方と新規の方がいらっしゃいますが、10人の方が社会教育委員となって、こちらは定数何人か決まっているのですか。

○学び支援課長 定数等は市の要綱等で決まっております、10人以内となっております。

○伊藤教育長 選出母体も全て項目に出ていますので、例えば家庭教育の向上に資する人、社会教育関係者、学識経験者、このような形の中から、結果的には様々な社会教育団体の代表者がその団体ごとの推薦を受けて10名以内で構成しています。だから、海野委員が所属している海老名市PTA連絡協議会からも代表者ということで、入っているところでございます。

改めて教育委員さん方に知っていただくために、今年度の社会教育委員会の協議等の重点は何ですか。

○学び支援課長 今年度は社会教育計画の策定が大きな柱となります。前年度の最終回からもう審議に入っているのですが、今年度、全6回かけまして、次期社会教育計画の策定を進めております。

○伊藤教育長 令和7年度までの区切りで1回社会教育計画をつくってあるので、令和8年度に向けて新たな社会教育計画を進めることになります。そういう意味ではまた、それが決定次第、教育委員会に諮って、社会教育計画を承認していただくという手続になります。これまでの社会教育計画にも目指す子どもの姿はあったのですが、社会教育なので、

今年は装いも新たに目指す大人の姿、大人もこうあるべきだろうということを審議して計画の中に入れるということで私どもは伺っているところでございます。私ももちろんそこに出席しています。

教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、社会教育委員は社会教育法の中で定められたものなので、そういう意味で言うと、教育委員会の中の組織なのですが、社会教育委員の方は、そういう社会教育に資する者を定めて教育委員会とやり取りをすることになっています。去年は地区研究発表会が海老名市で行われたので、社会教育委員も大活躍しておりますが、今年は関東大会が行われるので、去年の海老名市の発表を関東大会でも発表するということです。

実を言うと、ほかの社会教育委員会議は形式的のような会議なのですが、海老名市の社会教育委員会議は自ら行動する社会教育委員会議であり、自分たちがいろいろな活動をして進めていくことになります。そうしたら去年の発表については、神奈川県内のほかの教育委員さん方にはとても珍しかったみたいで、社会教育委員はこのような進めることも可能なのかということで、かなり関心を高く持たれているところです。

社会教育委員会議で社会教育計画を定めますので、またそれは教育部長から教育委員会に報告、承認いただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、報告第15号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第15号を承認いたします。

続いて、議案になります。

日程第3、議案第20号、海老名教育委員会公印規程の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料6ページをご覧ください。議案第20号、海老名市教育委員会公印規程の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、学校が保管している公印印影の形式(配字)の整理及び学校が使用する公印使用簿を追加するためでございます。

詳細につきましては近藤教育総務課長からご説明いたします。

○教育総務課長 では、資料 7 ページをご覧いただきたいと思います。改正内容についてでございます。1 点目は、別表備考に形式（配字）に係る読替規定を追加するものでございます。当該規程につきましては、学校が保管している公印の印影の形式を汎用的に規定しておりますが、学校の名称によって文字数が異なるため、学校ごとに行替えの位置を変えることができるよう、所要の改正を行いたいものでございます。

2 点目につきましては、学校公印使用簿に係る様式の追加及び第10条の改正を行いたいものでございます。学校が使用する公印使用簿の様式が定まっていなかったことから、学校において公印使用簿を用いた公印の使用承認を行うことができるよう所要の改正を行いたいものでございます。

資料11ページ、12ページに添付しております新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。第10条に学校公印使用簿について記載し、備考に教育委員会の公印の配字についての規程を追加したものでございます。

資料 7 ページにお戻りください。2、施行日でございます。施行日は令和 7 年 7 月 1 日を予定しております。

3、今後の予定でございます。6 月定例教育委員会で審議、ご議決いただいた後に、7 月の政策会議、最高経営会議で報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 前は校長職務代理者印ということで規程の対応を行ったところですが、今回は公印そのものの規程についてでございますが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○濱田委員 校長印や学校印というものの規程を改正されるということですが、現実問題として校長印や学校印はどのような場面でお使いになっているのか、参考に教えてください。

○教育総務課長 私どもで把握している内容でございますと、卒業証書や学校の部活動に関わる申請関係、保護者の方に通知するようなものに多く使われている状況にあると聞いております。

○濱田委員 卒業証書というものは各卒業生お一人お一人の手元に配られるものでありますから、大変重たく聞いていましたが、仮に 7 月に施行されて、間に合うのですか。要するに印鑑を規程どおりに合わせることに時間は大丈夫なのですか。

○教育総務課長 起点は職務代理者印がなかったことから掘り下げていった中で判明した

ものを改正させていただくのですが、現状の学校長印は、ほぼ今のものを使えるような内容で規程を変えておりますので、大きくここで変えなければいけない状況にはないという状況でございますので、濱田委員が心配されている点については、今のところ整備されているものと認識しています。

○伊藤教育長 これまで使っているものは使って、今後その規定が合ったものに順次替えていっていただくような形でそれを使用していきたいと思っております。

この中で校長印を押したのは麻生教育支援担当部長ですが、麻生教育支援担当部長はどのような場面で押されたのですか。

○教育支援担当部長 私は小学校だったので、そんなに押す場面はありませんでしたが、最近、公印省略が多くなってきている印象を受けていて、かつては高校入試の願書にも押していたのですが、ウェブ出願へ変わったことで、随分と使う場面は少なくなってきました。ただ、今、近藤教育総務課長が申し上げましたように、公益財団法人日本中学校体育連盟は結構古い体質なので、大会参加の承諾は公印を押していないと受け付けないというようなことも多くあります。

○伊藤教育長 山田就学支援課長、教育委員会の提出書類か何かに公印を押すものとかはあったりするのですか。

○就学支援課長 校長先生の出張承認などは押していると思います。

○伊藤教育長 まだ書類上ではそういうものが残っているということですね。

小菌教育支援担当課長はいかがですか。

○教育支援担当課長 教育支援センターで、支援級のお子さんの教材とか買ったものに関して申請していただいて買うものがありまして、そちらの申請には校長印が押されております。

○伊藤教育長 スクールライフサポートの申請書類とか、学校から公印を押されてきたりはしないですか。

○就学支援課長 保護者からの申請になっており、校長先生が署名をしています。

○伊藤教育長 以前、スクールライフサポートは、校長が推薦書のようなものを書いて、公印を押して出してということだったのだが、公印省略にはなってきましたね。

○教育総務課長 説明しておいて申し訳ないのですが、資料の修正をお願いしたいものがございます。7ページが一番下、3、今後の予定にあるところなのですが、政策会議に報告が7月4日になっていますが、7月8日に修正をお願いいたします。あと、最高経営会

議ですが、7月25日と記載がありますが、7月23日に訂正させていただきたいと思えます。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは確認します。ただいま説明ありましたが、3の今後の予定の政策会議の日にちが7月8日、最高経営会議の日にちが7月23日ということで、それぞれ4日を8日に、25日を23日に訂正をお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、今後、公印規程をこれに順次合わせるような形で進めていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご質問等もないようですので、議案第20号を採決いたします。この件について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第20号を原案のとおり可決いたします。

続いて、日程第4、議案第21号、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料13ページをご覧ください。議案第21号、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、国家戦略特別区域法及び児童福祉法の一部改正に伴い、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行いたいためでございます。

詳細につきましては田中学び支援課長からご説明いたします。

○学び支援課長 14ページになります。海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

1、趣旨でございます。国家戦略特別区域法及び児童福祉法の一部改正に伴いまして、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行いたいところです。

なお、条例の趣旨を変えない軽易な語句等の改正であることから、地方自治法第180条

第1項の規定に基づきまして市長専決処分としたいところでございます。

改正内容です。①国家戦略特別区域法の一部改正に伴う改正です。同法におきまして改正がございます。地域限定保育士に関する規定の削除に伴い、当該条文を引用している条例の規定を改正したいところです。11条第3項第1号の「保育士（（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域地域限定保育士を含む。）の資格を有する者」とありますが、この括弧書きのところを削るというもの。

②児童福祉法の一部改正に伴う改正で「同法第33条の10の改正（項の追加）に伴い、当該条文を引用している条例の規定を次の通り改正する」ところになります。矢印の下になります。学童保育事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項の第1項が追加となります。

施行日は令和7年10月1日、こちらは国の法律の改正施行に伴いまして同日とさせていただきます。

スケジュールは書いていないですが、追加、補足させていただきます。7月の庁議、政策会議、最高経営会議に諮りまして、文書の起案を文書法制課に依頼します。そこで決裁を取りまして、9月議会で専決の報告という予定になってございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対してのご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

条例ということなので、輕易ということで、議会には9月議会で専決の報告をするということでございます。

○濱田委員 内容的には変わらないのですか。

○伊藤教育長 内容的には変わらないのですが、①は保育士の規定の中で、国家戦略特別区域法の一部区域によって保育士の資格を得られるという、これまであった制度がなくなるので、それらに関わる条文は全部削除になるということなのですが、国家戦略特別区域法における保育士というのはどういうことか、説明をお願いします。

○学び支援課長 保育士の人材確保というところで、それぞれの国家戦略特区で採用されているところもあったのですが、そちらで資格を取った方が保育士として学童保育で働けるというような趣旨で設けられてございます。ここが外されるのですが、それを含めた読替えをしていくというところで、この国家戦略特別区域法で取得した方も含めた保育士というような読替えになってくると考えてございます。

○伊藤教育長 それも含めたということは、国家戦略特別区域というのは区域限定の保育

士ということですので、そのことについてはこの区域で定められた人しか有しないという意味でそれで含めてということですね。

○学び支援課長 はい。

○教育部長 今回の地域限定保育士は、平成27年に国家戦略特別区域法という特例措置が定められました。田中学び支援課長から説明がありましたが、その当時は、地域限定で保育士業務を行うことが可能となり、特区という手法を使ったやり方だったのですが、基本は保育士不足があったためです。人を集めるためには、通常の保育士の資格制度ではなかなか難しいところがあったので、その地域に限って保育士が可能ということで、少し柔軟な対応、緩和した制度でございました。この制度で動いていたところですが、地域限定保育士というのは、法律上は3年働いて、勤務経験があれば、通常の保育士、要はその保育士資格を持っていれば全国どこでも勤務可能というものに移行できる形になっております。保育士としての機能・能力は有し、法律の中で3年を経過した段階で全国で勤務可能となっていますので、恐らく限定的な定義はなくして大丈夫という判断だったのではないかなと考えております。

○濱田委員 ①、②と2つの上位法の改正によって市の基準を定める条例の一部改正だということなのですが、具体的に何か影響はないのですか。例えば今の保育士の資格の問題や、2番目は児童福祉法の一部改正ということですが、第1項がついたということは、2項以降にはほかの児童福祉法の改正があったと思っているのですが、直接学童保育の運営に影響することではないということでもいいのですか。それとも影響があるということなのか。教えてください。

○教育部長 今回の改正は保育士の資格というところに限定されているところです。学童を行うに当たって、保育士の資格というのは学童の事業運営の条件ではございませんので、現在の保育士の資格という規定が変わっても、私どもが所管している学童の中では特段影響はないと考えております。

○伊藤教育長 児童福祉法の一部改正のほうはいかがですか。

○学び支援課長 濱田委員がおっしゃられたとおり、児童福祉法につきましては、第2項以降が追加されたというところで、この表記となります。実際その追加に関しましては国の基準となりますので、学童保育に関して、今ある学童保育、これからできる学童保育に関して特段大きな影響はないと考えてございます。

○濱田委員 何も影響ないことがよく分かりました。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等がないようですので、議案第21号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第21号を原案のとおり可決いたします。

続いて、日程第5、議案第22号は個人情報に関する案件であります。海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に該当することから、会議を非公開としたいと思えます。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第9について、会議を非公開することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5を非公開といたします。

それでは、傍聴人の方、ご退室をお願いいたします。

(秘 密 会 開 催)

○伊藤教育長 この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第22号を原案のとおり可決いたします。

これをもって非公開を解きます。

(秘 密 会 閉 会)

○伊藤教育長 それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会6月定例会を閉会いたします。